

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度オンラインタイムレコーダ取付等業務委託(概算契約)	01 情報処理	アマノ株式会社 大阪支店	1,320,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	令和7年度庁内情報利用端末及び仮想デスクトップ環境におけるOS定期更新に伴う文書管理システム動作検証業務委託	01 情報処理	日本電気株式会社 関西支社	6,894,800	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3、G4	-
3	大阪市例規第216～220号作製業務及び例規執務サポートシステムデータ作成・更新業務(インターネット版を含む)並びに大阪市例規第215～219号加除業務委託	01 情報処理	株式会社ぎょうせい	7,051,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
4	令和7年度文書管理システム運用保守業務委託	01 情報処理	日本電気株式会社 関西支社	93,302,000	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
5	令和7年度総務事務システム運用保守業務委託	01 情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	595,776,714	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
6	令和7年度総務事務システム機種更新業務委託	01 情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	896,700,750	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
7	令和7年度阿倍野防災拠点(あべのフォルサ)昇降機設備保守点検業務	02 機械設備等保守点検	株式会社日立ビルシステム 関西支社	4,630,560	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
8	令和7年度 大阪市役所本庁舎昇降機設備保守点検業務委託	02 機械設備等保守点検	日本オーテス・エレベータ株式会社 西日本支社	17,701,200	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
9	令和7年度 大阪市役所本庁舎通信設備保守点検業務委託	03 通信設備保守点検	協和テクノロジーズ株式会社	8,721,680	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
10	令和7年度公益通報に係る外部受付窓口設置運営業務委託	26 その他	弁護士 金井 美智子	1,078,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	-
11	令和7年度 ハラスメント通報受付及び相談対応業務委託(単価契約)	26 その他	弁護士法人 色川法律事務所	2,376,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	-
12	指導管理者向け研修及び特別研修(概算契約)	09 研修	ビジョンシーク株式会社	2,000,684	令和7年4月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
13	管理職層研修	09 研修	ビジョンシーク株式会社	1,702,800	令和7年4月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
14	新採用者フォローアップ研修	09 研修	株式会社インソース	2,464,000	令和7年4月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
15	グローアップ研修(採用3年目)	09 研修	ビジョンシーク株式会社	2,294,600	令和7年4月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
16	キャリア研修	09 研修	ビジョンシーク株式会社	3,242,800	令和7年4月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
17	管理職育成アセスメント研修	09 研修	株式会社マイナビ	15,229,500	令和7年5月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度オンラインタイムレコーダ取付等業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

アマノ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

オンラインタイムレコーダ及びその打刻情報を収集するシステムの総合通信ソフトウェアについては、アマノ株式会社が製造・開発・機器設定を行っており、本市の独自仕様に合わせた機器設定や総務事務システムへの連携等を行っていることから、当該事業者以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局人事部管理課（電話番号 06-6105-2061）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度庁内情報利用端末及び仮想デスクトップ環境におけるOS定期更新に伴う文書管理システム動作検証業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

庁内情報利用端末及び仮想デスクトップ環境におけるOSの定期更新等に伴う文書管理システム動作検証を行うに当たっては、本システムの内容、使用機器構成、処理方法などについて十分に理解し、障害発生時には迅速かつ的確に対応できることが不可欠である。本システムは、日本電気株式会社が構築業者であり、システムの改修作業を正確かつ的確に対応できる能力を有する唯一の業者である。

また、同社とは本業務の実施と密接不可分な関係にある文書管理システム運用保守業務委託契約を締結しており、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

よって、同社に本件動作検証業務を委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部行政課文書グループ（電話番号 06 - 6208 - 7433）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市例規第 216～220 号作製業務及び例規執務サポートシステムデータ作成・更新業務（インターネット版を含む）並びに大阪市例規第 215～219 号加除業務委託

2 契約の相手方

株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由

行政課においては、例規執務サポートシステム（以下「本件システム」という。）を利用して、本市の条例、規則等を検索することにより、リスク審査事務、訴訟事務、例規審査事務、行政不服審査事務等の法務事務に活用しており、事務の効率化を図っている。また、本件システムを簡略化したインターネット版を本市ホームページに掲載することにより、市民の閲覧に供するとともに、職員が事務の参考にできるようにしている。

本件システムを上記審査業務等に活用するためには、その前提として、一字一句まで正確な規程で構成されたデータベースでなければならぬため、本業務の契約相手方は、過去から蓄積してきた本市の規程の台本やデータを保有していること及び法令集の編集について高度の実績を有することが必須条件となる。

その点で「株式会社ぎょうせい」は、法令集の編集について高度の実績を有するとともに、昭和 24 年 9 月（昭和 36 年 4 月改版）台本作成以来、本市例規集の追録発行・加除業務を行っており、本市の規程の台本やデータを保有している唯一の業者である。

よって、本業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による特名随意契約を行った。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局行政部行政課法務グループ（電話番号 06-6208-7442）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度文書管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

日本電気株式会社は、文書管理システムの構築業者であることから、本システムの内容、使用機器構成、処理方法などについて熟知しており、障害発生時には迅速かつ的確に対応できる唯一の業者である。

本システムの安定的かつ円滑な運用を図る観点から、日本電気株式会社に業務を委託するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部行政課文書グループ（電話番号 06 - 6208 - 7433）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度総務事務システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

株式会社日立製作所は、総務事務システムの開発業者であることから、本システムの内容、使用機器構成、処理方法などについて熟知しており、当該事業者以外では技術面の対応が不可能かつ不具合復旧後の性能・作動状態等を保証することができないため。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

総務局人事部管理課（電話番号 06-6105-2054）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度総務事務システム機種更新業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

株式会社日立製作所は、総務事務システムの開発業者であることから、ソフト・ハード全般のシステムの内容や業務処理手法等について熟知しており、当該事業者以外では技術面の対応が不可能かつ不具合復旧後の性能・作動状態等を保証することができないため。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

総務局人事部管理課（電話番号 06-6105-2054）

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）昇降機設備保守点検業務

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

本件昇降機設備は、株式会社日立製作所が製造したものであり、その保守部門である株式会社日立ビルシステムは、保守点検において同昇降機設備専用のシステムを保持し、製造業者でなければ知り得ない技術に精通しており、当該会社以外では技術面の対応が不可能であることから同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター（電話番号06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市役所本庁舎昇降機設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社 西日本支社

3 随意契約理由

本業務委託は、本庁舎に設置された昇降機設備を保守点検するものであり、常時高い頻度で稼働する昇降機設備を安全に保ち、かつ故障あるいは災害時には迅速に修理及び復旧することが要求される。

日本オーチス・エレベータ株式会社は、本庁舎昇降機等設備の施工業者であることから、当該設備の電子化された制御系システム及び高い安全性を確保するための調整方法等の同社しか知り得ない保守管理における優れたノウハウを有しており、本業務を実施することができる唯一の業者である。

以上の理由から、本業務について日本オーチス・エレベータ株式会社を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06 - 6208 - 8197）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市役所本庁舎通信設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

協和テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、本庁舎の通信設備保守点検業務を行うものであるが、業務を行うに当たっては、本設備の機器構成や本設備上で稼働している課金処理システムの仕組みなどについて十分に理解し、障害発生時には本庁舎における各種業務に支障を来さないよう迅速かつ的確に対応できることが必要不可欠である。また、本設備の性能保証及び施工責任の所在を明確にする観点から、設備管理及び保守点検業務は一貫して行う必要がある。

協和テクノロジーズ株式会社は、本設備の機器構成及び設置施工を行っていることから、機器構成、性能、課金処理システムの仕組みなどを熟知しており、本業務を実施できる唯一の業者である。

したがって、本業務について協和テクノロジーズ株式会社を特名とし随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8444）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度公益通報に係る外部受付窓口設置運營業務委託

2 契約の相手方

弁護士 金井 美智子

3 随意契約理由

大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（以下「条例」という。）第27条第2項の規定に基づき、その指名した委員に、委員会の権限に属する事務の一部である「条例第2条第1項に規定する公益通報の受付（ただし、郵便及び電子メールによる方法に限る。）」業務を行わせることができることとなっている。このことから、本業務は、委員会で指名された委員（委員全員の一致が必要）以外の者に行わせることができない。

令和6年4月1日、大阪市公正職務審査委員会委員に金井美智子氏が就任した上で、同日の委員会にて金井氏が指名され、上記業務を行わせる決定がなされたため、当該委員と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局監察部監察課（電話番号 06-6208-7448）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 ハラスメント通報受付及び相談対応業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

弁護士法人 色川法律事務所

3 随意契約理由

本業務は、ハラスメント被害者からの通報を受け付け、通報者の置かれた個々の状況に配慮しながら、その対応を適切に行うことが求められる。また、本市の業務と密接に関わるハラスメント事案が想定される中で、通報内容の確認や被害者の意向確認を行い、さらに事案の解決を見据え、法的な視点も踏まえた論点の整理や本市調査への助言を行うものである。

そのためハラスメント事案への対応についての豊富な知識・経験を有するほか、本市の行政実務に精通し、法律の専門家として、専門的見地から事案解決に向けて本市機関に対し意見、助言等を行うことができる相手方に依頼する必要がある。

本市において、令和5年度以前はセクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（以下「セクシュアル・ハラスメント等」という。）に関する外部専門相談員（非常勤嘱託職員）を、弁護士法人色川法律事務所の高坂佳郁子弁護士及び高橋直子弁護士に委嘱しており、両名はまた、本市のハラスメント事案の内部相談窓口である所属内相談員に対するハラスメント相談員研修においても講師を務め、セクシュアル・ハラスメント等だけでなく、パワーハラスメントに関する専門的な講義も担っている。

両名は弁護士として労働問題に関する相談業務の実績があることはもとより、本市の外部専門相談員としても、相談者からの通報内容を丁寧に聞き取り整理し、加えて問題解決に向けて本市調査業務に関する有益な助言を数多く行う等、豊富な活動実績を有している。このように両弁護士は、本市の組織や業務実態等を熟知し、通報者の立場を理解した上でハラスメント事案の申出を受け付けることができることに加え、法律の専門家として豊富な知識と経験を有し、専門的見地から事案解決に向けて本市機関に対し意見、助言等を行うことができる有識者であると考えられる。

弁護士法人色川法律事務所は、上記2名の弁護士を擁する法律事務所であり、本市の業務に係る法律相談や、争訟事件を数多く担当するなど、特に高度な専門性と豊富な実績、体制を兼ね備えている。上記2名の弁護士以外にも、22名の弁護士を擁

しており、過去には本市のセクシュアル・ハラスメント等の相談員を同法律事務所に所属する弁護士に委嘱しているほか、本市以外の民間企業や自治体からのハラスメント通報受付業務の受託実績も多数ある。また、本市の通報案件が重なる等繁忙となった際は、上記2名の弁護士により通報事案に応じた専門性の高い弁護士を選任し対応に当たり、必要に応じて上記2名の弁護士が選任した弁護士に助言する等、本業務を実施するための十分な体制を整えており、同法律事務所に相談窓口を設置することで、通報者が声をあげやすく、その心理的負担を軽減することにつながり、また調査を担当する職員にとっても困難な調査事務を円滑に、安心して遂行できる一助になるものと考えられる。

本市の求める本業務の適正な運営に当たっては、弁護士法人色川法律事務所の高い専門性や豊富な実績等が必要不可欠であることから、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局人事部人事課人事グループ（電話番号 06 - 6208 - 7514）

随意契約理由書

- 1 案件名称
指導管理者向け研修及び特別研修（概算契約）
- 2 契約の相手方
ビジョンシーク株式会社
- 3 随意契約理由
本市職員研修について、大阪市人材育成基本方針に基づいた研修を実施するに当たって、専門的知識や他都市等における豊富な実践、経験を備えた外部講師を活用した研修業務の実施に向けて、公募型プロポーザル方式により、請負事業者の選定を行った。
上記事業者は、上記案件において総合的に優れた提案を行ったため、同事業者と契約を締結するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
総務局人事部人事課人事グループ（電話番号 06-6208-7511）

随意契約理由書

1 案件名称

管理職層研修

2 契約の相手方

ビジョンシーク株式会社

3 随意契約理由

階層別研修については、組織を取り巻く環境の変化に対応しながら、本市が掲げる各階層に求められる役割（能力）を職員が理解し、それを職場で実践できるように役割認識・行動実践に結びつける研修を実施することが重要である。

予算の範囲内で研修目的に係る最大の効果を得るためには、事業者からの実践的な提案や研修手法の創意工夫等が不可欠であるとともに、本業務に関して得られる効果は、提案内容に応じて相当程度の差異が生じると考えられる。

よって、公募型プロポーザル方式を導入することで、多様で高度な専門知識などを生かしたより実践的な成果を得ることができると考えられる。

上記の理由から、本業務の業務委託に際して公募型プロポーザル方式を導入するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター（電話番号 06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

新採用者フォローアップ研修

2 契約の相手方

株式会社インソース

3 随意契約理由

階層別研修については、組織を取り巻く環境の変化に対応しながら、本市が掲げる各階層に求められる役割（能力）を職員が理解し、それを職場で実践できるように役割認識・行動実践に結びつける研修を実施することが重要である。

予算の範囲内で研修目的に係る最大の効果を得るためには、事業者からの実践的な提案や研修手法の創意工夫等が不可欠であるとともに、本業務に関して得られる効果は、提案内容に応じて相当程度の差異が生じると考えられる。

よって、公募型プロポーザル方式を導入することで、多様で高度な専門知識などを生かしたより実践的な成果を得ることができると考えられる。

上記の理由から、本業務の業務委託に際して公募型プロポーザル方式を導入するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター（電話番号06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

グローアップ研修（採用3年目）

2 契約の相手方

ビジョンシーク株式会社

3 随意契約理由

階層別研修については、組織を取り巻く環境の変化に対応しながら、本市が掲げる各階層に求められる役割（能力）を職員が理解し、それを職場で実践できるように役割認識・行動実践に結びつける研修を実施することが重要である。

予算の範囲内で研修目的に係る最大の効果を得るためには、事業者からの実践的な提案や研修手法の創意工夫等が不可欠であるとともに、本業務に関して得られる効果は、提案内容に応じて相当程度の差異が生じると考えられる。

よって、公募型プロポーザル方式を導入することで、多様で高度な専門知識などを生かしたより実践的な成果を得ることができると考えられる。

上記の理由から、本業務の業務委託に際して公募型プロポーザル方式を導入するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター（電話番号06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

キャリア研修

2 契約の相手方

ビジョンシーク株式会社

3 随意契約理由

各キャリアデザイン研修、キャリア相談制度については、組織を取り巻く環境の変化に対応しながら、組織から求められる役割を理解し、自己のキャリア形成と組織からの期待を結びつけ、組織貢献することの重要性を理解できるよう実施することが重要である。

予算の範囲内で研修目的に係る最大の効果を得るためには、事業者からの実践的な提案や研修手法の創意工夫等が不可欠であるとともに、本業務に関して得られる効果は、提案内容に応じて相当程度の差異が生じると考えられる。

自己のキャリア形成を促す研修手法は様々であり、公募型プロポーザル方式を導入することで、多様で高度な専門知識などを生かしたより実践的な成果を得ることができると考えられる。

上記の理由から、本業務の業務委託に際して公募型プロポーザル方式を導入するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター（電話番号06-6636-2490）

随意契約理由書

1 案件名称

管理職育成アセスメント研修

2 契約の相手方

株式会社マイナビ

3 随意契約理由

階層別研修については、組織を取り巻く環境の変化に対応しながら、本市が掲げる各階層に求められる役割（能力）を職員が理解し、それを職場で実践できるように役割認識・行動実践に結びつける研修を実施することが重要である。

予算の範囲内で研修目的にかかる最大の効果を得るためには、事業者からの実践的な提案や研修手法の創意工夫等が不可欠であるとともに、本業務に関して得られる効果は、提案内容に応じて相当程度の差異が生じると考えられる。

よって、公募型プロポーザル方式を導入することで、多様で高度な専門知識などを生かしたより実践的な成果を得ることができると考えられる。

上記の理由から、本業務の業務委託に際して公募型プロポーザル方式を導入するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局職員人材開発センター（電話番号06-6636-2490）